

議案第234号

学校給食物資購入基金条例を廃止する条例案

学校給食物資購入基金条例（昭和39年大阪市条例第26号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。

平成26年5月2日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

学校給食物資購入基金を廃止するため、条例を廃止する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

## 学校給食物資購入基金条例

(設 置)

第1条 学校給食に必要な物資の購入代金の立替えに充てるため、学校給食物資購入基金（以下基金という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、250,000,000円とする。

(施行の細目)

第3条 基金の管理その他この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。